

社会保険料の差押えが増えています！

コロナ禍から戻らない利益率、輸入資材の高騰、消費税とインボイス制度への対応など、業者にも国民にもつらい状況が続いています。そんな中、年金事務所が社会保険料滞納の徴収姿勢を急激に強めています。

4月9日（火）には社会保険料徴収対策交流会が、全国商工団体連合会の主催で開かれ、社会保険料の滞納に対して個別の事情に配慮なく差押えを行う事例が多数報告されました。

日本年金機構の本部（地域部）がオンラインで年金事務所と定例会議を行い、滞納処分を行うよう指示している、同じく日本年金機構の職員が1か月に2回、年金事務所を訪れて「高額滞納者」に対する対応を直接的に支持している、などの話もあり、強制執行を組織的に増やしている状況です。

過去最大ペースの差し押さえについて国会（2024年4月4日参院厚労委員会）で問われた日本年金機構理事長は、2020・21年度にコロナ禍で停止していた差押えも含むためとして、この増加を当然視した回答を行いました。

2000年代以降、人件費の非正規雇用への置き換えが、特に大手企業で顕著に進みました。この状況で政府は社会保険料を確保するため、

年金事務所の差押えの推移について

2009年	年間の差押え8,300社
2010年	日本年金機構発足
2016年	年金機構組織再編
2019年	年間の差押え33,100社に（10年で4倍）
2020年	コロナ禍による猶予特例
2023年	3月時点で猶予適用は46,150件 5月に新型コロナが5類に移行 上半期（4～9月）だけで差押え26,300社

より小規模な事業者を加入適用の対象にしようとしています。

今年10月からは従業員100人以下51人以上の事業所にも、パート・アルバイトの加入が義務付けられます。さらに政府は、フリーランス・個人事業者にも社会保険の加入を義務付けることを検討しています。

社会保障を受益者負担とすれば、担税力の低い小規模な業者は破綻してしまいます。日本の経済の持続的な発展のために、小規模・中小業者の社会保険料の軽減や、経済的事由による減額・免除の制度化が必要です。

社会保険料の滞納で悩んでいる方はいませんか。猶予の申請や、職権による猶予の請願など、早いほどできることも多くなります。

あなたやあなたの周りの業者で困っている人がいたら、まず民商にご相談ください。



2024年
4月22日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390



所得税定額減税説明会 6月支払の給料から対応が求められます！

日時：4月24日（水）

昼の部 午後1時30分～

夜の部 午後7時～

（※ 1時間程度の説明です）

会場：尾北民主商工会事務所 3階

物価高騰が続くなか、令和6年分の所得税、住民税から、本人及び配偶者、扶養家族1人につき3万円（住民税1万円）の定額減税が実施されることとなりました。

給与を支払っている事業者は、6月に支払う給与、賞与から、従業員の減税の対応が求められます。また、給与の支払いがない事業者も、予定納税がある方は、7月の第1期予定納税額から控除することになります。



それぞれ対応が必要ですので、定額減税説明会を開催することにしました。

昼の部か夜の部、どちらかにご参加ください。

民商婦人部は所得税法56条の廃止署名を募っています！